

広島県水道広域連合企業団管理規程第 18 号

広島県水道広域連合企業団事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団事務委任規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団事務委任規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(各所長への共通委任) 第 3 条 (略) (1) (略) <u>(2) 職員（役付職員を除く。）の駐在の発令</u> <u>(3) 所長の県内旅行及び 1 週間以内の県外旅行並びに職員（所長を除く。第 7 号において同じ。）の旅行の命令及び報告の受理</u> <u>(4) 広島県水道広域連合企業団職務に専念する義務の特例に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 14 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号、広島県水道広域連合企業団職務に専念する義務の特例に関する規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 号。以下この号において「規程」という。）第 2 条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定による職員（所長を含む。第 6 号から第 10 号までにおいて同じ。）の職務専念義務の免除（規程第 2 条第 1 号及び第 2 号に係るものについては、企業長が免除したものの更新に限る。）</u> <u>(5) 所長の 1 週間以内の休暇の承認並びに職員の休暇の承認及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 39 条第 7 項の規定による年次有給休暇の時季指定</u> <u>(6) 職員の休憩時間の短縮</u> <u>(7) 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令</u> <u>(8) 職員の週休日の振替え、時間外勤務代休時間の指定及び休日の代休日の指定</u> <u>(9) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認</u> <u>(10) 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限</u> <u>(11) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条の規定による所属職員の部分休業の承認及び取消し</u> <u>(12) 育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り</u> <u>(13) 育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職の週休日の決</u>	(各所長への共通委任) 第 3 条 (略) (1) (略)

定 (14) (略) (15) (略) (16) (略) (17) (略) (18) (略) (19) (略) (20) <u>非常災害により公営企業の用に供する公有財産に損害を受け、又はそのおそれがある場合に上司の指揮を受けるいとまがないときの応急工事の執行</u> (21) <u>収入の通知（納入通知名は企業長とする。）並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為（予定価格が7,000万円以上の物品の購入に関する事務を除く。）及び支出命令</u> (22) <u>預り金、有価証券及びたな卸資産等の出納通知</u> (23) <u>水道料金その他手数料等の徴収</u> (24) <u>物品の取得（予定価格が7,000万円以上の物品の購入を除く。）及び予定価格が7,000万円未満の物品の処分並びに物品及び占有動産の管理及び出納通知</u> (25) (略) (26) (略) (27) (略) (28) (略) (29) (略) (30) (略) (31) <u>地方自治法第238条の4第2項の規定による行政財産の貸付け及び同条第7項の規定による行政財産の使用許可</u> (32) <u>地方自治法第238条の5第1項の規定による普通財産の貸付け及び処分に関すること。</u> 2 (略) (各所長への個別委任) 第4条 (略) (広島水道事務所長への委任) 第5条 (略) (1) <u>広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの</u> ア <u>第45条第1項の規定による給水の申込みの受理及び同条第2項の規定による給水の承認</u> イ <u>第46条の規定による承認使用水量の変更の承認</u> ウ <u>第47条第2項の規定による水道用水供給水道の利用を廃止した水道事業者に対</u>	(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) <u>令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為（予定価格が7,000万円以上の物品の購入に関する事務を除く。）</u> (9) <u>物品の取得（予定価格が7,000万円以上の物品の購入を除く。）及び予定価格が7,000万円未満の物品の処分</u> (10) (略) (11) (略) (12) (略) (13) (略) (14) (略) (15) (略) (16) <u>地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可並びに当該許可に係る行政財産の使用料の額の決定及びその現状、使用の目的又は使用の態様の変更の承認</u> (17) <u>地方自治法第238条の5第1項の規定による普通財産である土地の貸付けに関すること。</u> (18) (略) 2 (略) (各所長への個別委任) 第4条 (略) (広島水道事務所長への委任) 第5条 (略) (1) <u>現に広島県広島水道事務所が行い、令和5年4月1日以降に広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が行う水道用水供給事業に係る事務の準備に関すること</u>
---	---

<u>する給水施設の撤去等必要な処置の指示</u> <u>エ 第49条の規定による工事の承認</u> <u>オ 第51第1項の規定による給水の制限又は停止及び同条第2項の規定による給水の制限又は停止の通知</u> <u>カ 第52条の規定による給水の適正を図るための受水方法の改善その他必要な処置の指示</u> <u>キ 第53条の規定による実使用水量の決定</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団水道用水供給事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第61号）に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 第8条の規定による実使用水量の通知</u> <u>イ 第9条ただし書の規定による月の途中で利用を廃止したときの料金の納期限の決定</u> (3) <u>広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第22号）に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 第8条第3項の規定による工業用水道の利用を廃止した者に対する給水施設の撤去等必要な処置の指示</u> <u>イ 第9条第2項の規定による量水器の設置及び管理</u> <u>ウ 第11条の規定による工事の承認</u> <u>エ 第12条の規定による職員の指定及び工業用水道給水施設工事完了届の受理</u> <u>オ 第14条第1項の規定による給水施設の検査及び同条第2項の規定による給水施設の修繕、取替え等必要な処置の指示</u> <u>カ 第16条第1項の規定による給水の制限又は停止及び同条第2項の規定による給水の制限又は停止の通知</u> <u>キ 第17条第3項の規定による給水の適正を図るための受水方法の改善その他必要な処置の指示</u> <u>ク 第18条第2項の規定による水質等の検査請求の受理及び検査</u> <u>ケ 第19条の規定による実使用水量の決定</u> <u>コ 第21条の規定による量水器の検査請求の受理及び検査</u> <u>サ 第25条の規定による料金の減免の決定（減免の理由が非常災害又は異常渇水による給水の停止又は制限によるものを除く。）</u> (4) <u>広島県水道広域連合企業団工業用水道条例施行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第62号）に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの</u> <u>ア 第13条の規定による実使用水量の通知</u> <u>イ 第15条ただし書の規定による月の途中で工業用水道の利用を廃止したときにおける料金の納期限の決定</u>	(2) <u>現に広島県広島水道事務所が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う工業用水道事業に係る事務の準備に関すること</u>
---	--

ウ <u>第16条の規定による遅延損害金の徴収</u> エ <u>第17条の規定による工業用水道料金減免決定書の交付（減免の理由が非常災害又は異常渇水による給水の停止又は制限によるものを除く。）</u> （竹原事務所長への委任） 第6条 <u>次に掲げる事務は、竹原事務所長に委任する。</u> (1) <u>広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「水道事業給水等条例」という。）に基づく企業長の権限のうち、竹原市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団竹原市水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第44号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第59号。以下「指定給水装置工事事業者規程」という。）に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（竹原市水道事業に係るものに限る。）</u> ア <u>第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> イ <u>第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> （三原事務所長への委任） 第7条 <u>次に掲げる事務は、三原事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、三原市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第45号）に基づく管理者の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（三原市水道事業に係るものに限る。）</u> ア <u>第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> イ <u>第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (4) <u>広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における給水装置工事資金融資の利子助成に関する規程（広島県水道広域連合企業団管理規程第60号）に基づく企業長の権限に属するもの</u>	（竹原事務所長への委任） 第6条 <u>現に竹原市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、竹原事務所長に委任する。</u> （三原事務所長への委任） 第7条 <u>現に三原市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、三原事務所長に委任する。</u>
---	---

(府中事務所長への委任) 第8条 <u>次に掲げる事務は、府中事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、府中市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団府中市水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第46号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（府中市水道事業に係るものに限る。）</u> ア <u>第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> イ <u>第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (三次事務所長への委任) 第9条 <u>次に掲げる事務は、三次事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、三次市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団三次市水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第47号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（三次市水道事業に係るものに限る。）</u> ア <u>第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> イ <u>第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (庄原事務所長への委任) 第10条 <u>次に掲げる事務は、庄原事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、庄原市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団庄原市水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第48号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（庄原市水道事業に係るものに限る。）</u> ア <u>第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u>	(府中事務所長への委任) 第8条 <u>現に府中市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、府中事務所長に委任する。</u> (三次事務所長への委任) 第9条 <u>現に三次市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、三次事務所長に委任する。</u> (庄原事務所長への委任) 第10条 <u>現に庄原市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、庄原事務所長に委任する。</u>
---	---

<u>イ 第18条の規定による給水装置工事に し必要な報告又は資料の請求</u> (東広島事務所長への委任) 第11条 <u>次に掲げる事務は、東広島事務所長に 委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権 限のうち、東広島市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団東広島市水道 事業における給水規程（令和5年広島県水 道広域連合企業団管理規程第49号）に基 づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企 業長の権限のうち、次に掲げるもの（東広 島市水道事業に係るものに限る。）</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査に おける給水装置工事主任技術者の立会い の請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に し必要な報告又は資料の請求</u> (廿日市事務所長への委任)	(東広島事務所長への委任) 第11条 <u>現に東広島市が行い、令和5年4月1 日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の 準備に関することは、東広島事務所長に委任 する。</u>
第12条 <u>次に掲げる事務は、廿日市事務所長に 委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権 限のうち、廿日市市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団廿日市市水道 事業における給水規程（令和5年広島県水 道広域連合企業団管理規程第50号）に基 づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企 業長の権限のうち、次に掲げるもの（廿日 市市水道事業に係るものに限る。）</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査に おける給水装置工事主任技術者の立会い の請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に し必要な報告又は資料の請求</u> (安芸高田事務所長への委任)	(廿日市事務所長への委任) 第12条 <u>現に廿日市市が行い、令和5年4月1 日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の 準備に関することは、廿日市事務所長に委任 する。</u>
第13条 <u>次に掲げる事務は、安芸高田事務所長 に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権 限のうち、安芸高田市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団安芸高田市水 道事業における給水規程（令和5年広島県 水道広域連合企業団管理規程第51号）に基 づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企 業長の権限のうち、次に掲げるもの（安芸 高田市水道事業に係るものに限る。）</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査に</u>	(安芸高田事務所長への委任) 第13条 <u>現に安芸高田市が行い、令和5年4月 1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務 の準備に関することは、安芸高田事務所長に 委任する。</u>

<u>おける給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (江田島事務所長への委任) 第14条 <u>次に掲げる事務は、江田島事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、江田島市水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団江田島市水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第52号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（江田島市水道事業に係るものに限る。）</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (熊野事務所長への委任) 第15条 <u>次に掲げる事務は、熊野事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、熊野町水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団熊野町水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第53号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（熊野町水道事業に係るものに限る。）</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (北広島事務所長への委任) 第16条 <u>次に掲げる事務は、北広島事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、北広島町水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団北広島町水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第54号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（北広</u>	(江田島事務所長への委任) 第14条 <u>現に江田島市が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、江田島事務所長に委任する。</u> (熊野事務所長への委任) 第15条 <u>現に熊野町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、熊野事務所長に委任する。</u> (北広島事務所長への委任) 第16条 <u>現に北広島町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、北広島事務所長に委任する。</u>
---	---

<u>島町水道事業に係るものに限る。)</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (大崎上島事務所長への委任) 第17条 <u>次に掲げる事務は、大崎上島事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、大崎上島町水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団大崎上島町水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第55号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（大崎上島町水道事業に係るものに限る。)</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (世羅事務所長への委任) 第18条 <u>次に掲げる事務は、世羅事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、世羅町水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団世羅町水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第56号）に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（世羅町水道事業に係るものに限る。)</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u> (神石高原事務所長への委任) 第19条 <u>次に掲げる事務は、神石高原事務所長に委任する。</u> (1) <u>水道事業給水等条例に基づく企業長の権限のうち、神石高原町簡易水道事業に係るもの</u> (2) <u>広島県水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における給水規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第57号）</u>	(大崎上島事務所長への委任) 第17条 <u>現に大崎上島町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、大崎上島事務所長に委任する。</u> (世羅事務所長への委任) 第18条 <u>現に世羅町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、世羅事務所長に委任する。</u> (神石高原事務所長への委任) 第19条 <u>現に神石高原町が行い、令和5年4月1日以降に企業団が行う水道事業に係る事務の準備に関することは、神石高原事務所長に委任する。</u>
---	---

<u>に基づく企業長の権限に属するもの</u> (3) <u>指定給水装置工事事業者規程に基づく企業長の権限のうち、次に掲げるもの（神石高原町簡易水道事業に係るものに限る。）</u> <u>ア 第17条の規定による給水装置の検査における給水装置工事主任技術者の立会いの請求</u> <u>イ 第18条の規定による給水装置工事に関し必要な報告又は資料の請求</u>	
---	--

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。